

何でも相談



Q: 団体の活動では、団体としてどんな保険をかければいいですか。



A: 活動中の事故に対して、栄町では町民の方が安心して住民活動が行えるように、「栄町住民活動補償制度」があります。この制度は町が保険料を負担し運営するもので直接活動に参加された方や指導者として運営に従事された方などに補償が適用されます。

また、社会福祉協議会が扱っている保険として、無償のボランティア活動を対象とする「ボランティア保険（活動保険・行事保険）」と有償の福祉サービスも対象とする「福祉サービス総合補償」があります。この保険に加入するには、まず社会福祉協議会にボランティア登録をすることが必要です。詳しくは社会福祉協議会（95-1100）にお問合せください。

民間の保険会社の傷害保険や損害賠償保険を使うこともできますので、問い合わせて検討しましょう。

どの場合でも、保険によって対象となる活動が違いますので、事故の時に給付されるかを確認して加入するようにしましょう。

「NPO なんでもどこでも相談100問100答」参照

＝栄町＝

○住民活動保険

直接活動した参加者や指導者として運営に関わった従事者

＝社会福祉協議会＝

○ボランティア活動保険

無償ボランティアが対象。ボランティア活動中のボランティア活動者の傷害補償・賠償責任補償

○ボランティア行事用保険

無償ボランティアが対象。ボランティア行事の主催者と参加者への傷害補償と（主催者の）賠償責任補償

○福祉サービス総合補償

有償のボランティア活動も対象。在宅福祉サービス、地域福祉サービス、障害者福祉サービスなどの活動中の事故の傷害補償と賠償

参加団体を募集します！

【住民活動ふれあいまつり2016】開催

住民活動支援センターに登録している団体が一堂に会して「団体の活動を知ってもらい、活動者を増やそう」「団体同士の交流を深めよう」という思いで毎年10月に「住民活動ふれあいまつり」を開催しています。

今年も参加団体を募集します。町民の皆さんが楽しく参加出来るような企画をお待ちしています。

申込み用紙は、7月より支援センター内団体レターケースに投函、または郵送します。

詳しいことは支援センター受付にお問合せください。

問合せ先: TEL 0476-80-1733

E-mail s-sien@pluto.plala.or.jp

●日時: 10月16日(日)

10:00~15:00

●場所: ふれあいセンター

駐車場、安食台第1近隣公園



昨年の様子